

健康保険課より大切なお知らせです！

令和2年度の保険証更新が始まります！

保険証は受取間違いが生じないように簡易書留で郵送いたします！
ご自宅にてお受け取り下さい。

●3月上旬から中旬までに発送予定となっておりますので、4月以降もご自宅に届いていない場合はお手数ですが、健康保険課までご連絡をお願いします。

保険証
平成31年度
(令和元年)
うぐいす色(緑)



更新！

保険証
令和2年度
コスモス色
(ピンク)



※郵送時にご不在で、郵便局の保管期間(7日間)を過ぎたものは石垣市役所健康保険課の窓口でのお受け取りになります。再送はいたしませんのでご理解ください。

下記の方は従来どおり窓口でのお手続き後に、更新となります。

★修学特例(マル学)の方(継続&新規)

- 在学中の方(継続)
 - ・お子様の学生証又は在学証明書(継続の方には案内を別途送付いたします)
- 新入生(新規) ※転出届けを行う場合
 - ・入学証明書又は入学金領収書
 - ・お子様のマイナンバーがわかるもの
 - ・来庁保護者の顔写真付身分証明書(運転免許証等)

★住所地特例の方(継続&新規)

- ・在園(在所)証明書
- ・ご本人のマイナンバーがわかるもの
- ・来庁ご家族又は施設の方の顔写真付身分証明書(継続の方には案内を別途送付いたします。)

お手続きは3月31日までに上記必要書類をお持ちの上ご来庁ください。

修学特例(マル学・マル遠)とは

進学のために住所を異動し、保護者からの仕送りのみで生計を立てている学生の国保証を石垣市にいる保護者の世帯員として引き続き利用できるようにする為の手続きです。卒業又は退学(休学)など学生ではなくなった場合は喪失の届け出が必要になります。

窓口更新(3月1日～)

- ・国保税の未納がある方(納付確認後)
- ・修学特例(継続・新規)
- ・住所地特例(手続き後施設へ郵送)

納期限内納付お願いいたします！

お気軽にご相談ください。お待ちしております。

石垣市役所 健康保険課

電話 0980-82-8126・0980-87-9040 FAX 0980-82-8300



新しい保険証を受けとったら・・・

保険証(国民健康保険被保険者証)の氏名・生年月日・住所等に誤りがないかご確認願います。保険証は毎年4月1日～翌年3月31日までの有効期限となっておりますが、下記に該当する方は有効期限が異なりますので、ご確認をお願いいたします。

●70歳を迎える方

今年度中に70歳となる方は誕生日の末日(1日生まれの方は前月末日)
※例 7月10日誕生日→有効期限:7月31日 10月1日誕生日→有効期限:9月30日
翌月からの新しい保険証は高齢受給者証兼国民健康保険証となります。
有効期限が切れる前に郵送いたしますので、届きましたらご確認をお願いいたします。

●75歳を迎える方

今年度中に75歳を迎える方は誕生日の前日が有効期限となっております。
※例 8月20日誕生日→有効期限:8月19日
誕生日を迎える前に後期高齢者医療保険よりお手続きのご案内があります。

●外国籍の方

今年度中に在留期間を迎える方は在留期限と同じ有効期限となります。
在留カードを更新される方は、更新後に石垣市役所国民健康保険課までお越しください。

When you update a residence card, it is necessary to get a new National Health Insurance card afterwards.